

平成20年6月1日



日本ポリエチレンブロード製品工業会

会長 阪田俊雄



当工業会会員会社製灯油かんの品質保証制度について

長年にわたり、日本ポリエチレンブロード製品工業会「JBA」(以下 当工業会といいます)の会員会社が製造する「燈油用ポリエチレンかん」(以下 灯油かんといいます)をご愛顧賜りまことに有難うございます。

ご高承のとおり、近年、ガス器具事故(18年7月)、ジェットコースター事故(19年5月)、食品業界における偽装表示問題(19年7~11月)等、消費者の「安全、安心」を裏切る事件が相次ぐ中、「改正消費生活用製品安全法」が施行されて1年を経過しました。

これを機会に当工業会は、消費者各位が引き続き安心して会員会社製灯油かんをお使いいただくため、現行の灯油かん推奨・認定制度を抜本的に見直して、新たに当工業会の品質保証制度として「JBA推奨制度」を発足させることにいたしました。

これは、当工業会会員会社が灯油かんを製造・販売するにあたって、「JBA推奨制度」に定められた各項目についての品質検査を、ISO／IEC 17025(JIS Q 17025)の認定を取得した検査機関に委託して行い、合格会社に対して「JBA推奨ラベル」を発行する制度であります。

したがって、今年度から当工業会の会員会社が製造・販売する全ての灯油かんには、「安全、安心」の証として「JBA推奨ラベル」が貼付されることとなります。

当工業会が今年度から実施する「JBA推奨制度」の骨子は下記のとおりであります。

記

1. 推奨の主体は「日本ポリエチレンブロード製品工業会」です。

当工業会は、各種ポリエチレンブロード製品を製造・販売する28社が加盟し、53年の歴史を有する業界団体であり、日本工業規格「燈油用ポリエチレンかん、JIS Z 1710」の原案作成協力者であります。

2. 「JBA推奨制度」の目的は、消費者の皆様に、安心してお使いいただける優れた品質の灯油かんをご提供することにあります。

そのために、当工業会は次の4項目が必要不可欠と考えます。

- 1) 推奨の基本となる品質規格の確認
- 2) 公平、公正な品質検査制度
- 3) 消費者および取扱業者の皆様が、一目で「安全、安心」なかんであることを確認できる“しるし”
- 4) 万一の場合、消費者の皆様が補償を受けられる制度

2-1「推奨の基本となる品質規格の確認」

当工業会は、工業標準化法に基き昭和52年6月に制定された、日本工業規格「燈油用ポリエチレンかん、JIS Z 1710」(容量18L、10L)及び、消防法規に特別に規定されている項目を加えて、推奨の基本となる品質規格といたします。

また、容量20Lかんについては、従来どおり、既に「JIS Z 1710」に準拠して制定している当工業会の「自主規格」によるものといたします。

なお、当工業会は、容量20Lかんを「JIS Z 1710」に追加する必要があると考え、近く(財)日本規格協会を通じて、工業標準化法 第12条に基く同規格改正の手続きに入る予定であります。

2-2「公平、公正な品質検査制度」

当工業会は、会員会社に対し、JIS Z 1710 及び、消防法規に特別に規定されている項目を加え、定められた各項目について次の検査を行います。

- ① 初回検査(シーズン生産開始前の基本検査)
- ② 中間検査(シーズン中の中途検査)
- ③ 市中品買上げ検査(シーズン中の店頭品買上げ検査)

何れの検査も、ISO／IEC 17025(JIS Q 17025)の認定を取得した検査機関に委託して行います。

2-3 「消費者および取扱業者の皆様が、一目で「安全、安心」なかんであることを確認できる“しるし”」

当工業会は、前記2-2 ①の検査に合格した会員会社に対してのみ「JBA推奨ラベル」を発行し、会員会社は、生産・販売する全ての灯油かんに対し「JBA推奨ラベル」を貼付します。ラベルには、1枚毎に一連番号が表示され、当工業会は、その番号によって、会員会社の製造年月を正確に把握することができます。

2-4 「万一の場合、消費者の皆様が補償を受けられる制度」

当工業会は、万一「JBA推奨ラベル」を貼付したかんを使用した消費者が、その缶の不具合により損害を被った場合の補償に備え、PL保険に加入しています。

以 上